

[事案 2022-86] 慰謝料請求

・令和5年2月8日 裁定打ち切り

<事案の概要>

担当者的な発言等により精神的なダメージを受けたことを理由に、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年1月に契約した定期保険特約付終身保険を、令和3年7月に定期保険に一部転換したが、以下の理由により、精神的なダメージを受けたことから慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 担当者から、配偶者の口座から保険料が引き落とされていることが贈与にあたるので、早く振替口座を変更するようにと高圧的に言われた。
- (2) 担当者から、保険料の引き落としができなければ、自動解約になると言われたため、急遽仕事を休んで入金した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、配偶者名義の口座を保険料振替口座に指定していると贈与とみなされる可能性があるため、申立人名義の口座を指定したほうが良いと勧めたが、これは誤った内容ではなく、むしろ顧客への情報提供として望ましいものである。
- (2) 一部転換にあたり提出された健康診断書コピーの不備により、初回保険料の口座引落しが間に合わず、翌月に2ヶ月分が引き落とされることになったことから、失効を避けるために口座にお金を用意しておいてほしいと依頼をしたが、この担当者的な発言は、万一、契約が失効した場合、申立人に不測の損害が生じる恐れがあるため、失効の説明も含めて保険料の準備を依頼したものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、審理を進めるうえで必要な手続を案内するため、申立人に多数回架電をしたがいずれも繋がらず、その後、複数回にわたって書面を送付し連絡を依頼したが連絡がなかったことから、裁定手続を打ち切ることとした。